

第16回成田市農業委員会総会議事録

令和6年10月10日

成田市農業委員会

1. 開催日時 令和6年10月10日(木)
午後1時30分から午後2時56分

2. 開催場所 市役所 議会棟 3階 全員協議会室

3. 定数及び現員 定数19名 現員19名

4. 出席委員 18名

議長	諏訪恵昨		
1番	木村知子	11番	矢崎光二
2番	大竹卓	12番	萩原孝次
3番	宮城敏彦	13番	小川美智子
5番	浅井弘一	15番	宇井甲司郎
6番	京相稔	16番	泉水厚子
7番	加藤茂	17番	藤崎明
8番	渡邊義行	18番	坂田一郎
9番	諏訪和恵	19番	湯浅恵介
10番	森川光江		

5. 欠席委員 4番 田中敏雄

6. 議事日程等

第1 議事録署名人の選出

第2 会議書記の任命

第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 令和6年度第8次農用地利用集積計画の決定について

議案第4号 令和6年度第9次農用地利用集積計画の決定について

議案第5号 農用地利用集積等促進計画案(令和6年10月)について

議案第6号 成田都市計画生産緑地地区の変更について

報告第1号 専決処分について

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第3号 農地法の許可を要しない農地転用について

報告第4号 農地等の現況に関する照会について

7. 出席した農業委員会事務局職員

事務局長 井上 裕 二

主幹兼農地係長 酒井 宏 幸

振興係長 鎌形 清 人

主 査 青柳 紀 生

副主査 渡邊 里 美

8. 傍聴人

なし

○議長（諏訪会長） 本日、田中委員は欠席となりますので、出席委員は、18名でございます。定足数に達しておりますので、ただ今から、第16回成田市農業委員会総会を開会し、直ちに会議に入ります。

○議長 議案の審議に先立ちまして、9月総会以降の農業委員会業務につきましては、お手元に配布しました「諸般の報告」のとおりでございます。ご了承願います。

次に、議事録署名人の選出でございますが、慣例により、議長において、15番 宇井甲司郎委員、16番 泉水厚子委員の両名を指名いたします。また、書記に鎌形 振興係長を任命します。

○議長 それでは、本日提案されます議案及び報告につきましては、

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 令和6年度第8次農用地利用集積計画の決定について

議案第4号 令和6年度第9次農用地利用集積計画の決定について

議案第5号 農用地利用集積等促進計画案（令和6年10月）について

議案第6号 成田都市計画生産緑地地区の変更について

報告第1号 専決処分について

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第3号 農地法の許可を要しない農地転用について

報告第4号 農地等の現況に関する照会について

以上、議案6件、報告4件でございます。

○議長 それでは、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、を提案いたします。事務局より説明をお願いします。

（井上事務局長の挙手あり）

○議長 井上事務局長

○井上事務局長 議案集3ページをお開き願います。

「議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」でございます。全体で3件の申請がございました。

① 売買でございます。3件の申請がございました。

1番、山口にお住まいの譲受人が、佐倉市にお住まいの譲渡人が所有する、大室の田1筆、386㎡を売買により取得したいという申請でございます。

譲受人の事由は、「農業経営の拡大」というもので、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。

譲渡人の事由は、「病気療養中のため、農業経営を廃業したい」というもので、総会資料1ページに案内図がございます。

2番、宝田にお住まいの譲受人が、富里市にお住まいの譲渡人が所有する、西和泉の田4筆、合計5,814㎡を売買により取得したいという申請でございます。

譲受人の事由は、「隣接地を所有しているため、耕作に便利な申請地を取得したい」というもので、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。

譲渡人の事由は、「後継者もおらず、農作業が困難なため」というもので、総会資料2ページに案内図がございます

3番、飯仲にお住まいの譲受人が、同じく飯仲にお住まいの譲渡人が所有する、飯仲の畑1筆、5,64㎡を売買により取得したいという申請でございます。

譲受人の事由は、「隣接地を所有しているため、耕作に便利な申請地を取得したい」というもので、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。

譲渡人の事由は、「狭い農地で利用ができないため」というもので、総会資料3ページに案内図がございます。

以上で「議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」の説明を終わらせていただきます。ご審査のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 それでは、①売買について審議いたします。法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(渡邊副主査の挙手あり)

○議長 渡邊副主査

○渡邊副主査 3条①売買の1番につきましては、提出されました許可申請書及び添付書類等を事前調査しましたところ、許可基準第1号の「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」については、要件を満たしております。

許可基準第4号の「農作業に常時従事すること」については、農作業に従事する日数が年間150日未満ではありますが、その場合であっても、当該農作業を行う必要がある限り、権利取得者等が当該農作業に従事していれば「農作業に常時従事する」と認めるものとする規定されており、要件を満たすものと判断されます。

許可基準第6号の「地域との調和要件」ですが、売買の1番は、田1筆を取得し、水稻を作付したいという営農計画です。

取得後において行う耕作の内容並びにその農地の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じないと判断されます。

以上のことから売買の1番は、農地法第3条第2項各号の不許可の場合に当てはまらないと判断いたしました。なお、譲受人は認定農業者ではありません。

続きまして、3条①売買の2番につきましては、提出されました許可申請書及び添付書類等を事前調査しましたところ、許可基準第1号の「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」については、要件を満たしております。

許可基準第4号の「農作業に常時従事すること」については、農作業に従事する日数が年間150日以上であり要件を満たしております。

許可基準第6号の「地域との調和要件」ですが、売買の2番は、田4筆を取得し、水稻を作付したいという営農計画です。

取得後において行う耕作の内容並びにその農地の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じないと判断されます。

以上のことから売買の2番は、農地法第3条第2項各号の不許可の場合に当てはまらなないと判断いたしました。なお、譲受人は認定農業者ではありません。

続きまして、3条①売買の3番につきましては、提出されました許可申請書及び添付書類等を事前調査しましたところ、許可基準第1号の「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」については、要件を満たしております。

許可基準第4号の「農作業に常時従事すること」については、農作業に従事する日数が年間150日未満ではありますが、その場合であっても、当該農作業を行う必要がある限り、権利取得者等が当該農作業に従事していれば「農作業に常時従事する」と認めるものとする規定されており、要件を満たすものと判断されます。

許可基準第6号の「地域との調和要件」ですが、売買の3番は、畑1筆を取得し、栗を作付したいという営農計画です。

取得後において行う耕作の内容並びにその農地の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じないと判断されます。

以上のことから売買の3番は、農地法第3条第2項各号の不許可の場合に当てはまらなないと判断いたしました。なお、譲受人は認定農業者ではありません。以上でございます。

○議長 続きまして、①売買の1番について小委員長より小委員会報告をお願いします。

(坂田 小委員長 の挙手あり)

○議長 坂田 小委員長

○小委員長 去る10月7日、午後1時から、市役所6階、中会議室におきまして、第3小委員会を開催いたしました。農業委員6名、農地利用最適化推進委員4名、合計10名の出席により、本総会に提案される各議案につきまして、事前審査を行いました。

農地法第3条の許可申請案件については写真による確認、農地法第5条の許可申請案件については、現地確認を行いました。議案第1号、農地法第3条 ①売買の1番につきましては、申請地は、土室区騒音地域集会所の北東、市道大室1号線の南側に隣接する農地で、田として管理されておりました。

審査の中で委員から、譲受人の住所が成田市山口であり、大室の田とは近いとは言えず、隣接地などを耕作しているのであれば、それなりの作業効率も考えられるが、今回取得する田のみだと耕作放棄地になってしまう心配もある。分かる限りで良いので、この方が周辺で耕作しているか否か教えてもらいたいとの質問がありました。事務局からは、隣接地は耕作していませんが、今回安く売りに出ているため、購入を考えたとのこと。また、今回の農地の隣も草が生い茂っておりますが、購入する予定だと聞いておりますとの回答をいただいております。

審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、①売買の1番に関するご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、①売買の1番を採決いたします。本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第3条①売買の1番は可決されました。

続きまして、①売買の2番について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(坂田 小委員長 の挙手あり)

○議長 坂田 小委員長

○小委員長 議案第1号、農地法第3条 ①売買の2番につきましては、申請地は、いずみ聖地公園の北西、市道西和泉内野線の北側に隣接する農地で、田として管理されておりました。審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、①売買の2番に関するご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、①売買の2番を採決いたします。本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第3条①売買の2番は可決されました。

続きまして、①売買の3番について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(坂田 小委員長 の挙手あり)

○議長 坂田 小委員長

○小委員長 議案第1号、農地法第3条 ①売買の3番につきましては、申請地は、飯仲区民会館の南西、市道宗吾七栄線の南側に位置する農地で、畑として管理されておりました。審査の中で委員より、2坪に満たない農地で、隣接地を所有していると説明があったが、どこの農地を持っているのかと質問がありました。事務局からは、申請地の南側の農地になりますとの回答がありました。また、委員より一体で耕作するのですかと質問がありました。事務局からは、栗畑として一体で利用するとのことと回答がありました。審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、①売買の3番に関するご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、①売買の3番を採決いたします。本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第3条①売買の3番は可決されました。以上で、議案第1号の審議を終わらせていただきます。

○議長 次に、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請について、を提案いたします。事務局より説明をお願いします。

(井上事務局長の挙手あり)

○議長 井上事務局長

○井上事務局長 議案集4ページをお開き願います。

「議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について」でございます。全体で18件の申請がございました。

①売買でございます。7件の申請がございました。

1番、土室にお住まいの譲受人が、飯岡にお住まいの譲渡人が所有する、飯岡の田1筆及び畑1筆、合計582㎡を売買により取得し、「農家住宅用地として転用したい」という申請でございます。

資料につきましては、総会資料4ページに案内図、5ページに公図の写しがございます。

2番、譲受人である大阪市中央区の法人が、西大須賀にお住まいの譲渡人が所有する、西大須賀の畑3筆及び田1筆、合計1,248㎡を売買により取得し、「太陽光発電施設用地として転用したい」という申請でございます。

資料につきましては、総会資料6ページに案内図、7ページに公図の写しがございます。

3番、成井にお住まいの譲受人が、千葉市緑区にお住まいの譲渡人が所有する、猿山の畑1筆、264㎡を売買により取得し、「専用住宅用地として転用したい」という申請でございます。

資料につきましては、総会資料8ページに案内図、9ページに公図の写しがございます。

議案集5ページでございます。

4番、香取市にお住まいの譲受人が、所にお住まいの譲渡人が所有する、所の畑2筆、合計533㎡を売買により取得し、「専用住宅及び進入路用地として転用したい」という申請でございます。

資料につきましては、総会資料10ページに案内図、11ページに公図の写しがございます。

5番、譲受人である所の法人が、所にお住まいの譲渡人が所有する、所の畑1筆、225㎡を売買により取得し、「駐車場用地として転用したい」という申請でございます。

資料につきましては、総会資料12ページに案内図、13ページに公図の写しがございます。

6番、四谷にお住まいの譲受人が、同じく四谷にお住まいの譲渡人が所有する、四谷の田1筆、209㎡を売買により取得し、「物置及び駐車場用地として転用したい」という申請でございます。

資料につきましては、総会資料14ページに案内図、15ページに公図の写しがございます。

7番、譲受人である東京都千代田区の法人が、久住中央にお住まいの譲渡人が所有する、西和泉の畑1筆、639㎡を売買により取得し、「太陽光発電設備用地として転用したい」という申請でございます。

資料につきましては、総会資料16ページに案内図、17ページに公図の写しがございます。

議案集6ページでございます。

②使用貸借権の設定でございます。許可後の計画変更承認が4件ございました。

1番、東京都目黒区にお住まいの借受人が、川栗にお住まいの貸付人が所有する、川栗の畑1筆の一部、1.16㎡に使用貸借権を設定し、「電柱に接続するケーブルの盗難防止対策として、引込柱を撤去可能な鉄板で囲う計画に変更したい」という申請でございます。

資料につきましては、総会資料１８ページに案内図、１９ページに公図の写しがございます。

許可後の計画変更承認の２番から４番と、議案集８ページの③賃借権の設定の許可後の計画変更承認の３番から６番につきましては、同一の事業者による同一事業であり、関連がございますので、一括してご説明いたします。

借受人である松子の法人が、

２番は、松子にお住まいの貸付人が所有する、松子の畑１筆、合計８、４７５㎡に、

３番は、松子にお住まいの貸付人が所有する、松子の畑１筆、９０１㎡に、

４番は、松子にお住まいの貸付人が所有する、松子の畑１筆、６４６㎡に使用賃借権を設定し、砂利採取計画の変更により一時転用期間を延長し、「砂利採取用地」として、令和７年１１月３０日まで使用したいという申請でございます。

議案集８ページでございます。

賃借人である松子の法人が、

３番は、津富浦にお住まいの賃貸人が所有する、松子の畑１筆、９０４㎡に、

４番は、松子にお住まいの賃貸人が所有する、松子の畑１筆、７７８㎡に、

５番は、松子にお住まいの賃貸人が所有する、松子の畑１筆、１、６２６㎡に、

６番は、松子にお住まいの賃貸人が所有する、松子の畑１筆、２、７７０㎡に賃借権を設定し、砂利採取計画の変更により一時転用期間を延長し、「砂利採取用地」として、令和７年１１月３０日まで使用したいという申請でございます。

資料につきましては、総会資料２０ページに案内図、２１ページに公図の写しがございます。

議案集７ページでございます。

③賃借権の設定でございます。新規の許可申請が２件、許可後の計画変更承認が４件、合計６件の申請がございました。

１番、賃借人である千葉市美浜区の法人が、吉岡にお住まいの賃貸人が所有する、吉岡の畑１筆の一部、７８９㎡を借り受け、首都圏中央道路連絡自動車道事業に伴う工事用進入路用地として、令和８年３月３１日まで、一時転用したいという申請でございます。

資料につきましては、総会資料２２ページに案内図、２３ページに公図の写しがございます。

２番、賃借人である千葉市花見川区の法人が、西大須賀にお住まいの賃貸人が所有する、西大須賀の田１筆、３６０㎡を借り受け、資材置場用地として転用したいという申請でございます。

総会資料２４ページに案内図、２５ページに公図の写しがございます。

議案集 9 ページでございます。

④地上権の設定でございます。1 件の申請がございました。

1 番、地上権者である匝瑳市の法人が、高岡にお住まいの方が所有する大和田の畑 1 筆、3, 6 5 6 m²に地上権を設定して、太陽光発電施設用地に転用したいという申請でございます。総会資料 2 6 ページに案内図、2 7 ページに公図の写しがございます。

以上で「議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について」の説明を終わらせていただきます。ご審査のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 それでは、農地法第 5 条、①売買の 1 番について審議いたします。法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(青柳主査の挙手あり)

○議長 青柳主査

○青柳主査 5 条①売買の 1 番です。農地の区分は、第 1 種農地です。

第 1 種農地は、原則として許可をすることができないとされていますが、周辺地域居住者の日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されるものであるため、許可できる例外規定に該当します。

転用目的は、航空機騒音障害防止特別地区内の居住者の移転補償に伴う農家住宅用地です。

資力及び信用については、移転補償概算額証明書が添付されており、信用性について問題となる点は認められません。

申請の用途に供することの確実性については、令和 6 年 1 1 月 1 8 日着手、令和 7 年 5 月 2 7 日完了の予定です。

行政庁の許認可等の見込みについて、道路法につきまして、道路工事施工承認書が令和 6 年 8 月 2 1 日付けで交付されています。

計画面積の妥当性については、5 8 2 平方メートルの敷地に、建築面積約 6 6 平方メートルの農家住宅及び建築面積約 2 6 平方メートルの車庫を設ける計画であり、指針に示す基準の範囲内であり、かつ農家住宅の上限である、おおむね 1, 0 0 0 平方メートルを下回っていることから妥当な計画面積となっております。

周辺農地の営農への支障について、雨水による土砂の流出防止については、宅内処理としオーバーフローのみ前面の道路側溝に接続し排水する計画です。また、農業用の用排水施設への支障、集団的に存在する農地の分断、日照及び通風等への支障はありません。その他の検討事項については、該当ありません。以上でございます。

○議長 次に、①売買の 1 番について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(坂田 小委員長の挙手あり)

○議長 坂田 小委員長

○小委員長 議案第2号、農地法第5条①売買の1番につきましては、申請地は久住郵便局の東、市道幡谷1号線の南側に隣接する農地で、現況は耕作されておらず、雑草が繁茂しておりました。

審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、①売買の1番を採決いたします。本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、議案第2号、農地法第5条①売買の1番は可決されました。

続きまして、農地法第5条、①売買の2番について審議いたします。法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(青柳主査の挙手あり)

○議長 青柳主査

○青柳主査 5条①売買の2番です。農地の区分は、農用地区域内にある農地以外の農地で、都市計画法に規定する用途地域が定められていることから第3種農地に該当します。

転用目的は、太陽光発電施設用地です。

資力及び信用については、残高証明書が添付されており、信用性について問題となる点は認められません。

申請の用途に供することの確実性については、許可が下り次第着手、令和7年3月31日完了の予定です。

計画面積の妥当性については、申請に係る農地4筆、1,248平方メートルの敷地に、太陽光パネル150枚を設置する計画で、事業計画書及び土地利用計画図を審査した結果、妥当な面積であると判断しました。

周辺農地の営農への支障について、雨水による土砂の流出防止については、自然浸透とする計画です。

また、農業用の用排水施設への支障、集团的に存在する農地の分断、日照及び通風等への支障はありません。

その他の検討事項については、該当ありません。以上でございます。

○議長 次に、①売買の2番について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(坂田 小委員長の挙手あり)

○議長 坂田 小委員長

○小委員長 議案第2号、農地法第5条①売買の2番につきましては、申請地は、西大須賀共同利用施設の南西、県道成田滑河線を東に入った農地で、現況は耕作されておらず、雑草が繁茂しておりました。

審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、①売買の2番を採決いたします。本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、議案第2号、農地法第5条①売買の2番は可決されました。

続きまして、農地法第5条、①売買の3番について審議いたします。法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(青柳主査の挙手あり)

○議長 青柳主査

○青柳主査 5条①売買の3番です。農地の区分は、農用地区域内にある農地以外の農地で、都市計画法に規定する用途地域が定められていることから第3種農地に該当します。

転用目的は、専用住宅用地です。

資力及び信用については、残高証明書及び融資見込証明書が添付されており、信用性について問題となる点は認められません。

申請の用途に供することの確実性については、令和6年12月1日着手、令和7年4月15日完了の予定です。

計画面積の妥当性については、264平方メートルの敷地に、建築面積約81平方メートルの専用住宅を設ける計画であり、指針に示す基準の範囲内であり、かつ一般専用住宅の上限である、おおむね500平方メートルを下回っていることから妥当な計画面積となっております。

周辺農地の営農への支障について、雨水による土砂の流出防止については、申請に係る農地はほぼ平坦な土地の為、敷地内浸透処理とする計画です。

また、農業用の用排水施設への支障、集团的に存在する農地の分断、日照及び通風等への支障はありません。

その他の検討事項については、該当ありません。以上でございます。

○議長 次に、①売買の3番について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(坂田 小委員長の挙手あり)

○議長 坂田 小委員長

○小委員長 議案第2号、農地法第5条①売買の3番につきましては、申請地は、下総支所の南西、県道江戸崎下総線を西に入った農地で、現況は耕作されておらず、草刈り管理がされ、更地のような状態でした。

審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、①売買の3番を採決いたします。本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、議案第2号、農地法第5条①売買の3番は可決されました。

続きまして、農地法第5条、①売買の4番について審議いたします。法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(青柳主査の挙手あり)

○議長 青柳主査

○青柳主査 5条①売買の4番です。農地の区分は、第1種農地です。

第1種農地は、原則として許可をすることができないとされていますが、住宅で集落に接続して設置されるものであるため、許可できる例外規定に該当します。

転用目的は、専用住宅用地です。

資力及び信用については、融資見込証明書が添付されており、信用性について問題となる点は認められません。

申請の用途に供することの確実性については、令和6年12月1日着手、令和7年6月30日完了の予定です。

計画面積の妥当性については、登記面積498平方メートルの敷地に、建築面積約103平方メートルの専用住宅、及び登記面積35平方メートルの敷地に進入路を設ける計画であり、指針に示す基準の範囲内であり、かつ一般専用住宅の上限である、おおむね500平方メートルを下回っていることから妥当な計画面積となっております。

周辺農地の営農への支障について、雨水については、敷地内浸透とする計画です。

また、農業用の用排水施設への支障、集团的に存在する農地の分断、日照及び通風等への支障はありません。

その他の検討事項については、該当ありません。以上でございます。

○議長 次に、①売買の４番について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(坂田 小委員長の挙手あり)

○議長 坂田 小委員長

○小委員長 議案第２号、農地法第５条①売買の４番につきましては、申請地は、所二公民館の西、国道５１号を西に入った農地で、現況は畑として管理されておりました。

審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、①売買の４番を採決いたします。本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、議案第２号、農地法第５条①売買の４番は可決されました。

続きまして、農地法第５条、①売買の５番について審議いたします。法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(青柳主査の挙手あり)

○議長 青柳主査

○青柳主査 ５条①売買の５番です。農地の区分は、第１種農地です。

第１種農地は、原則として許可をすることができないとされていますが、既存施設の拡張で、拡張部分の敷地面積が既存施設の敷地面積の２分の１を超えないものであるため、許可できる例外規定に該当します。転用目的は、駐車場用地です。

資力及び信用については、残高証明書が添付されており、信用性について問題となる点は認められません。

申請の用途に供することの確実性については、令和６年１２月１日着手、令和６年１２月２５日完了の予定です。

計画面積の妥当性については、事業計画書及び土地利用計画図を審査した結果、妥当な面積であると判断しました。

周辺農地の営農への支障について、雨水については、敷地内浸透とする計画です。

また、農業用の用排水施設への支障、集団的に存在する農地の分断、日照及び通風等への支障はありません。

その他の検討事項については、該当ありません。以上でございます。

○議長 次に、①売買の５番について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(坂田 小委員長の挙手あり)

○議長 坂田 小委員長

○**小委員長** 議案第2号、農地法第5条①売買の5番につきましては、申請地は、所二公民館の西、国道51号を西に入った農地で、現況は畑として管理されておりました。

審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○**議長** ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○**議長** 異議なしの声がございましたので、①売買の5番を採決いたします。本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○**議長** 挙手全員でございます。よって、議案第2号、農地法第5条①売買の5番は可決されました。

続きまして、農地法第5条、①売買の6番について審議いたします。法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(青柳主査の挙手あり)

○**議長** 青柳主査

○**青柳主査** 5条①売買の6番です。農地の区分は、第1種農地です。

第1種農地は、原則として許可をすることができないとされていますが、周辺地域居住者の日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されるものであるため、許可できる例外規定に該当します。

転用目的は、物置及び駐車場用地です。

資力及び信用については、残高証明書が添付されており、信用性について問題となる点は認められません。

申請の用途に供することの確実性については、令和6年11月11日着手、令和6年12月25日完了の予定です。

計画面積の妥当性については、事業計画書及び土地利用計画図を審査した結果、妥当な面積であると判断しました。

周辺農地の営農への支障について、雨水については、敷地内浸透とする計画です。

また、農業用の用排水施設への支障、集团的に存在する農地の分断、日照及び通風等への支障はありません。

その他の検討事項については、該当ありません。以上でございます。

○**議長** 次に、①売買の6番について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(坂田 小委員長の挙手あり)

○**議長** 坂田 小委員長

○**小委員長** 議案第2号、農地法第5条①売買の6番につきましては、申請地は、四谷共同利用施設の南、県道成田滑河線の西側に隣接する農地で、現況は物置及び駐車場

用地として使用されておりました。

審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、①売買の6番を採決いたします。本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、議案第2号、農地法第5条①売買の6番は可決されました。

続きまして、農地法第5条、①売買の7番について審議いたします。法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(青柳主査の挙手あり)

○議長 青柳主査

○青柳主査 5条①売買の7番です。農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団農地のため、第2種農地に該当します。

転用目的は、太陽光発電施設用地です。

資力及び信用については、残高証明書が添付されており、信用性について問題となる点は認められません。

申請の用途に供することの確実性については、許可後着手、令和7年1月30日完了の予定です。計画面積の妥当性については、申請に係る農地639平方メートルの敷地に、太陽光パネル174枚を設置する計画で、事業計画書及び土地利用計画図を審査した結果、妥当な面積であると判断しました。

周辺農地の営農への支障について、雨水による土砂の流出防止については、自然浸透とする計画です。また、農業用の用排水施設への支障、集団的に存在する農地の分断、日照及び通風等への支障はありません。

その他の検討事項については、該当ありません。以上でございます。

○議長 次に、①売買の7番について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(坂田 小委員長の挙手あり)

○議長 坂田 小委員長

○小委員長 議案第2号、農地法第5条①売買の7番につきましては、申請地は、西和泉共同利用施設の南西、市道西和泉通門線の西側に隣接する農地で、現況は耕作されておらず、草刈り管理がされ、更地のような状態でした。

審査の中で委員より、「売買の2番も同じく太陽光発電設備に関する申請でパネルの設置であるが、こちら7番の案件のほうが転用する面積に対して設置する枚数が多い。

農地以外も含まれるため面積が少なくて済むのか、理由を教えてください。」との質問があり、事務局からは、「申請地のみで太陽光パネルを設置する計画であり、パネルの規格や大きさによる相違ではないかと考えられます。」との回答がありました。

審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、①売買の7番を採決いたします。本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、議案第2号、農地法第5条①売買の7番は可決されました。

次に、②使用貸借権の設定の1番、許可後の計画変更承認について審議いたします。法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(青柳主査の挙手あり)

○議長 青柳主査

○青柳主査 5条②使用貸借権の設定の1番、許可後の計画変更承認についてです。

農地の区分については、農業公共投資の対象となっていない小集団農地のため、第2種農地に該当します。

計画変更の内容は、電柱に接続するケーブルの盗難防止対策として、引込柱を撤去可能な鉄板で囲う計画に変更するものです。

計画変更の審査基準への適合状況については、事業計画の変更が故意や重大な過失によるものでなく、やむを得ない理由によるものと認められること。事業計画に従って実施されることが確実であること。周辺農業等に及ぼす影響が、変更前に比べて増加しないこと。という要件をすべて満たしていると思われます。

次に、転用許可基準による検討事項ですが、申請の用途に供することの確実性について、現在申請の用途である営農型太陽光発電設備用地として使用中です。

周辺農地の営農への支障について、事業は平成31年に許可を受けて行われているので、土砂の流出、農業用の用排水施設への支障、集団的に存在する農地の分断、日照及び通風等への支障はありません。

一時転用である場合の妥当性については、転用目的等、特に問題は認められません。

その他の検討事項については、該当ありません。以上でございます。

○議長 次に、②使用貸借権の設定の1番、許可後の計画変更承認について小委員長より小委員会報告をお願いします。

(坂田 小委員長の挙手あり)

○議長 坂田 小委員長

○小委員長 議案第2号、農地法第5条②使用貸借権の設定の1番、許可後の計画変更承認につきましては、申請地は、遠山公民館の南西、市道大清水東和田線を南に入った農地で、現況は申請どおり営農型太陽光発電設備用地として使用されておりました。

審査の中で委員より、「今回の申請では土地1筆であり、総会資料の図面で見ると、同様に利用している土地が3筆あるようだが、申請は行わないのか。」との質問があり、事務局からは、「それぞれ土地所有者との使用貸借権の設定がされており、本案件と同様に引込柱を鉄板で囲む計画であると聞いているが、手続き中であるため、おそらく来月以降の申請になると考えられます。」との回答がありました。

審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、②使用貸借権の設定の1番許可後の計画変更承認を採決いたします。本案について、小委員長報告のとおり賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第5条、②使用貸借権の設定の1番、許可後の計画変更承認は可決されました。

続きまして、②使用貸借権の設定の2番から4番、許可後の計画変更承認、及び③賃借権の設定の3番から6番、許可後の計画変更承認につきましては、同一事業者による同一事業であり関連がございますので一括して審議いたします。法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(青柳主査の挙手あり)

○議長 青柳主査

○青柳主査 5条②使用貸借権の設定、許可後の計画変更承認の2番から4番及び③賃借権の設定、許可後の計画変更承認の3番から6番です。

農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団農地のため、第2種農地に該当します。

計画変更の審査基準への適合状況については、事業計画の変更が故意や重大な過失によるものでなく、やむを得ない理由によるものと認められること。事業計画に従って実施されることが確実であること。周辺農業等に及ぼす影響が、変更前に比べて増加しないこと。という要件をすべて満たしていると思われます。

次に、転用許可基準による検討事項ですが、資力及び信用については、自己資金及び山砂販売代金を資金とする計画で、信用性においても問題となる点は認められませ

ん。

申請の用途に供することの確実性については、現在、申請の用途である砂利採取用地として使用中です。

行政庁の許認可等の見込みについて、砂利採取法は、採取計画認可申請書を近日中に提出する予定です。

森林法は、林地開発変更許可申請書を近日中に提出する予定です。

計画面積の妥当性については、土地利用計画図及び更新する理由書を審査した結果、妥当な面積であると判断しました。なお、計画面積の変更はありません。

周辺の農地等に係る営農条件への支障については、事業は平成11年3月1日から許可を受けて行われているもので、土砂の流出、農業用の用排水施設への支障、集団的に存在する農地の分断、日照及び通風等への支障はありません。

一時転用である場合の妥当性については、転用目的、期間、復元計画等、特に問題は認められません。

その他の検討事項については、該当ありません。以上でございます。

○議長 次に、②使用貸借権の設定の2番から4番、許可後の計画変更承認、及び③賃借権の設定の3番から6番、許可後の計画変更承認について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(坂田 小委員長の挙手あり)

○議長 坂田 小委員長

○小委員長 議案第2号、農地法第5条②使用貸借権の設定の2番から4番、許可後の計画変更承認及び ③賃借権の設定の3番から6番、許可後の計画変更承認につきましては、申請地は、旧津富浦小学校の北東、市道松子1号線を東側に入った農地で、現況は砂利採取用地として利用されておりました。審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、農地法第5条、②使用貸借権の設定の2番から4番、許可後の計画変更承認、及び③賃借権の設定の3番から6番、許可後の計画変更承認を採決いたします。なお、採決は案件ごとに行います。

それでは、②使用貸借権の設定の2番について小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第5条②使用貸借権の設定の2番、許可後の計画変更承認は可決されました。

続きまして、②使用貸借権の設定の3番を採決いたします。本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第5条②使用貸借権の設定の3番、許可後の計画変更承認は可決されました。

続きまして、②使用貸借権の設定の4番を採決いたします。本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第5条②使用貸借権の設定の4番、許可後の計画変更承認は可決されました。

続きまして、③賃借権の設定の3番を採決いたします。本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第5条③賃借権の設定の3番、許可後の計画変更承認は可決されました。

続きまして、③賃借権の設定の4番を採決いたします。本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第5条③賃借権の設定の4番、許可後の計画変更承認は可決されました。

続きまして、③賃借権の設定の5番を採決いたします。本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第5条③賃借権の設定の5番、許可後の計画変更承認は可決されました。

続きまして、③賃借権の設定の6番を採決いたします。本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第5条③賃借権の設定の6番、許可後の計画変更承認は可決されました。

次に、③賃借権の設定の1番について審議いたします。法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(青柳主査の挙手あり)

○議長 青柳主査

○青柳主査 5条③賃借権の設定の1番です。農地の区分は、農用地区域内にある農地に該当します。

農用地区域内の農地は原則として許可をすることができないとされていますが、今回の申請は、3年以内の一時的な利用でその必要性も認められ、かつ農振計画の達成に及ぼす影響について、農政課から農振計画にも支障がないという回答を得ているため、例外的に許可できる場合に該当します。

転用目的は、首都圏中央連絡自動車道建設工事に伴う工事用進入路用地です。

申請の用途に供することの確実性については、令和6年11月1日着手、令和8年3月31日完了の予定です。

計画面積の妥当性については、事業計画書及び土地利用計画図を審査した結果、妥当な面積であると判断しました。

周辺農地の営農への支障について、雨水による土砂の流出防止については、自然浸透とする計画です。また、農業用の用排水施設への支障、集団的に存在する農地の分断、日照及び通風等への支障はありません。

一時転用である場合の妥当性については、転用目的、期間、復元計画等、特に問題は認められません。その他の検討事項については、該当ありません。以上でございます。

○議長 次に、③賃借権の設定の1番について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(坂田 小委員長の挙手あり)

○議長 坂田 小委員長

○小委員長 議案第2号、農地法第5条③賃借権の設定の1番につきましては、申請地は、水ノ上共同利用施設の北西、市道水の上新田線の北側に隣接する農地で、現況は畑として管理されておりました。

審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、③賃借権の設定の1番を採決いたします。

本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第5条③賃借権の設定の1番は可決されました。

続きまして、③賃借権の設定の2番について審議いたします。法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(青柳主査の挙手あり)

○議長 青柳主査

○青柳主査 5条③賃借権の設定の2番です。農地の区分は、農用地域内にある農地以外の農地で、都市計画法に規定する用途地域が定められていることから第3種農地に該当します。

転用目的は、資材置場用地です。

資力及び信用については、残高証明書が添付されており、信用性について問題となる点は認められません。

申請の用途に供することの確実性については、令和6年11月20日着手、令和6年12月25日完了の予定です。計画面積の妥当性については、事業計画書及び土地利用計画図を審査した結果、妥当な面積であると判断しました。

周辺農地の営農への支障について、雨水による土砂の流出防止については、自然浸透とする計画です。また、農業用の用排水施設への支障、集団的に存在する農地の分断、日照及び通風等への支障はありません。

その他の検討事項については、該当ありません。以上でございます。

○議長 次に、③賃借権の設定の2番について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(坂田 小委員長の挙手あり)

○議長 坂田 小委員長

○小委員長 議案第2号、農地法第5条③賃借権の設定の2番につきましては、申請地は、西大須賀共同利用施設の南西、県道成田滑河線の西側に隣接する農地で、現況は耕作されておらず、雑草が繁茂しておりました。

審査の中で委員より、「賃借人は千葉市所在の法人であるが、実態がわからないため、どのような業種で、転用事由としての資材置場に何を置くのか教えてほしい。」との質問があり、事務局からは、「この法人は成田に営業所があり、下総地区にある大型工場との取引に伴う、資材等の置場です。」との回答がありました。

審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、③賃借権の設定の2番を採決いたします。

本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第5条③賃借権の設定の2番は可決されました。

次に、④地上権の設定の1番について審議いたします。法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(青柳主査の挙手あり)

○議長 青柳主査

○青柳主査 5条④地上権の設定の1番です。農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団農地のため、第2種農地に該当します。

転用目的は、太陽光発電施設用地です。

資力及び信用については、残高証明書が添付されており、信用性について問題となる点は認められません。

申請の用途に供することの確実性については、令和6年12月1日着手、令和7年2月28日完了の予定です。

計画面積の妥当性については、事業計画書及び土地利用計画図を審査した結果、妥当な面積であると判断しました。

周辺農地の営農への支障について、雨水による土砂の流出防止については、申請に係る農地はほぼ平坦な土地で軽く転圧をし、周囲に盛土をして、事業区域内の自然浸透とする計画です。

また、農業用の用排水施設への支障、集团的に存在する農地の分断、日照及び通風等への支障はありません。

その他の検討事項については、該当ありません。以上でございます。

○議長 次に、④地上権の設定の1番について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(坂田 小委員長の挙手あり)

○議長 坂田 小委員長

○小委員長 議案第2号、農地法第5条④地上権の設定の1番につきましては、申請地は、高岡保育園の東、市道大和田倉水線を東に入った農地で、現況は畑として管理されておりました。

審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、農地法第5条④地上権の設定の1番を採決いたします。本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第5条④地上権の設定の1番は可決されました。

○議長 以上で、議案第2号の審議を終わらせていただきます。

○議長 次に、議案第3号、令和6年度第8次農用地利用集積計画の決定について、及び議案第4号、令和6年度第9次農用地利用集積計画の決定について、の両案については、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、浅井委員は、議事に参与できませんので、暫時、退室願います。

(浅井 委員 退室)

○議長 それでは、議案第3号、令和6年度第8次農用地利用集積計画の決定について、を提案いたします。事務局より説明をお願いします。

(井上事務局長の挙手あり)

○議長 井上事務局長

○井上事務局長 議案集10ページをお開き願います。

「議案第3号 令和6年度第8次農用地利用集積計画の決定について」でございます。

成田市長より、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律、附則第5条第1項の規定により、なお従前の例によるとされた同法による改正前の農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、11ページに記載のとおり、「令和6年度第8次農用地利用集積計画（案）について」の協議がありましたので、提出いたします。計画の概略につきまして、12ページの総括表によりご説明いたします。

なお、詳細の農用地利用集積計画一覧表につきましては、13ページをご覧ください。

それでは、議案集12ページをご覧ください。

1. 所有権移転でございます。3件ございました。

詳細につきましては、議案集13ページに記載がございますので、そちらでご説明いたします。

議案集13ページでございます。

1番、譲受人である松子の法人が、松子にお住まいの譲渡人が所有する、松子の田2筆、合計3,733㎡を成田市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に基づき売買をするものでございます。

本件につきましては、作業受委託契約により、譲受人が賃借して耕作しておりましたが、この度、所有権移転に結びついたものです。

2番、吾妻にお住まいの譲受人が、佐倉市にお住まいの譲渡人が所有する、松崎の田1筆、1,088㎡を成田市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に基づき売買をするものでございます。

本件につきましても、作業受委託契約により、譲受人が賃借して耕作しておりましたが、この度、所有権移転に結びついたものです。

3番、長沼にお住まいの譲受人が、長田にお住まいの譲渡人が所有する、長沼の田2筆、合計2,042㎡を成田市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に基づき売買をするものでございます。

本件につきましては、農業経営基盤促進法に基づく賃貸借契約により、譲受人が賃借して耕作しておりましたが、この度、所有権移転に結びついたものです。

なお、移転時期は、3件とも令和6年11月29日でございます。

以上で「議案第3号 令和6年度 第8次農用地利用集積計画の決定について」の説明を終わらせていただきます。ご審査のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 次に、議案第3号につきまして、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(坂田 小委員長の挙手あり)

○議長 坂田 小委員長

○小委員長 議案第3号、令和6年度 第8次農用地利用集積計画の決定につきましては、特に質疑はなく、審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、議案第3号、令和6年度 第8次農用地利用集積計画の決定について、を採決いたします。本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、本案は可決されました。

○議長 次に、議案第4号、令和6年度 第9次農用地利用集積計画の決定について、を提案いたします。事務局より説明をお願いします。

(井上事務局長の挙手あり)

○議長 井上事務局長

○井上事務局長 議案集14ページをお開き願います。

「議案第4号 令和6年度 第9次農用地利用集積計画の決定について」でございます。

成田市長より、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律、附則第5条第1項の規定により、なお従前の例によるとされた同法による改正前の農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、15ページに記載のとおり、「令和6年度 第9次農用地利用集積計画（案）について」の協議がありましたので、提出いたします。

計画の概略につきまして、16ページの総括表によりご説明いたします。

なお、詳細の農用地利用集積計画一覧表につきましては、17ページをご覧ください。

それでは、議案集16ページをご覧ください。

1. 利用権設定、賃借権でございます。

契約期間10年のものが、田24筆1件、12,292㎡で、詳細は17ページでございます。内訳につきましては、すべて再設定でございます。

以上で「議案第4号 令和6年度 第9次農用地利用集積計画の決定について」の説明を終わらせていただきます。ご審査のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 次に、議案第4号につきまして、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(坂田 小委員長の挙手あり)

○議長 坂田 小委員長

○小委員長 議案第4号、令和6年度 第9次農用地利用集積計画の決定につきましては、特に質疑はなく、審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、議案第4号、令和6年度 第9次農用地利用集積計画の決定について、を採決いたします。

本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、本案は可決されました。

以上で、議案第4号の審議を終わらせていただきます。退室されていた委員の入室をお願いします。

(浅井 委員 入室)

○議長 次に、議案第5号、農用地利用集積等促進計画案(令和6年10月)については、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、浅井委員と藤崎委員の両委員は、議事に参与できませんので、暫時、退室願います。

(浅井、藤崎 委員 退室)

○議長 それでは、議案第5号、農用地利用集積等促進計画案(令和6年10月)について、を提案いたします。事務局より説明をお願いします。

(井上事務局長の挙手あり)

○議長 井上事務局長

○井上事務局長 議案集18ページをお開き願います。

「議案第5号 農用地利用集積等促進計画案（令和6年10月）について」でございます。

成田市長より、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、19ページに記載のとおり、農用地利用集積等促進計画案の意見聴取についての依頼がありましたので、提出いたします。

計画の概略につきまして、21ページの総括表により、ご説明いたします。なお、詳細の農用地利用集積等促進計画一覧表につきましては、22ページから24ページをご覧ください。

それでは、議案集21ページをご覧ください。

1-1. 促進計画一括方式による利用権設定、賃借権でございます。

契約面積が27,072.18㎡、田35筆4件でございます。

詳細につきましては、議案集22ページの農用地利用集積等促進計画一覧表のとおりでございます。

内訳につきましては、新規設定が、田26筆5件、21,365.18㎡、再設定が、田9筆1件、5,707㎡でございます。

1-2. 促進計画一括方式による利用権設定の転貸でございます。

詳細につきましては、議案集23ページの農用地利用集積等促進計画一覧表のとおりでございますが、利用権設定の転貸となるため、先ほどご説明いたしました、1-1. 促進計画一括方式による利用権設定と同じ数値となっておりますので、ご確認くださいようお願いいたします。

以上で「議案第5号 農用地利用集積等促進計画案（令和6年10月）について」の説明を終わらせていただきます。ご審査のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 次に、議案第5号につきまして、小委員長より小委員会報告をお願いします。

（坂田 小委員長の挙手あり）

○議長 坂田 小委員長

○小委員長 議案第5号、農用地利用集積等促進計画案（令和6年10月）につきましては、特に質疑はなく、審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

（異議なしの声あり）

○議長 異議なしの声がございましたので、議案第5号、農用地利用集積等促進計画案（令和6年10月）について、を採決いたします。本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長 挙手全員でございます。よって、本案は可決されました。

以上で、議案第５号の審議を終わらせていただきます。退室されていた両委員の入室をお願いします。

（浅井、藤崎 委員 入室）

○議長 次に、議案第６号、成田都市計画生産緑地地区の変更についてを提案いたします。事務局より説明をお願いします。

（井上事務局長の挙手あり）

○議長 井上事務局長

○井上事務局長 議案集２５ページでございます。

「議案第６号 成田都市計画生産緑地地区の変更について」でございます。

成田都市計画生産緑地地区は、市街化区域内農地の持つ緑地機能を保全することにより、良好な都市環境の形成を目的として、平成４年１１月２４日に市内９４地区、面積３２．５７ｈａを指定し、これまでに１４回の都市計画の変更を行い、現在６３地区、面積２０．５２ｈａを指定しておりますが、成田市長より生産緑地法施行規則第１条及び都市計画運用指針に基づき、２６ページに記載のとおり、農業委員会の意見を求められましたので提出いたします。

議案集２７ページが成田都市計画生産緑地地区の変更一覧、２８ページが変更の内訳総括表、２９ページから３２ページが位置図でございます。

本案は、生産緑地地区のうち、生産緑地指定から３０年が経過したことにより、市に対し、生産緑地法第１０条に基づく買取りの申出がありました。農業委員の皆様には、他の農業従事者への斡旋を行っていただきましたが、残念ながら取得希望者がいなかったため、生産緑地法第１４条に基づく行為制限の解除がなされた生産緑地について、地区の一部、及び全部の廃止を行うものでございます。

以上で議案第８号、成田都市計画生産緑地地区の変更についての説明とさせていただきます。ご審査のほどよろしく願いいたします。

○議長 次に、議案第６号について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

（坂田 小委員長の挙手あり）

○議長 坂田 小委員長

○小委員長 議案第６号、成田都市計画生産緑地地区の変更につきましては、特に質疑はなく、審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

（異議なしの声あり）

○議長 異議なしの声がございましたので、議案第６号、成田都市計画生産緑地地区の変更について、を採決いたします。

本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、本案は可決されました。

以上で、議案第6号の審議を終わらせていただきます。

○議長 それでは次に、報告第1号、専決処分について、を議題とします。事務局より説明をお願いします。

(井上事務局長の挙手あり)

○議長 井上事務局長

○井上事務局長 議案集33ページをお開き願います。

「報告第1号 専決処分について」でございます。

成田市農業委員会事務局処務規程第7条第1項の規定により、専決処分をしましたので、報告いたします。

議案集34ページでございます。

「①農地法第3条の3第1項の規定による届出」でございます。8件の届出がございました。この届出は、相続等により農地の権利を取得した場合の届出でございます。内容につきましては、記載のとおりでございます。書類を受理し、専決処分をいたしました。

議案集41ページでございます。

「②農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出」でございます。2件の届出がございました。この届出は、市街化区域内の農地の所有者が、自ら農地を転用する場合の届出でございます。内容につきましては、記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受理し、専決処分をいたしました。

議案集42ページでございます。

「③農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出」でございます。4件の届出がございました。この届出は、市街化区域内の農地を、所有者以外の者が、権利の移転や設定を受けて、転用する場合の届出でございます。内容につきましては、記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受理し、専決処分をいたしました。

議案集44ページでございます。

「④転用事実確認証明」でございます。5条で2件の証明願がございました。

この証明は、転用の許可や届出後に、申請内容どおり転用が完了しているかどうかを確認して、証明書を交付しているものでございます。内容につきましては、記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しており、事務局職員が転用事実について

現地調査したところ、記載内容のとおりでございましたので、事務局長専決により証明書を交付いたしました。

以上で「報告第1号 専決処分について」を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長 次に、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(坂田 小委員長の挙手あり)

○議長 坂田 小委員長

○小委員長 報告第1号 専決処分につきましては、質問等はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(なしの声あり)

○議長 質問等がないようですので、報告第1号を終了させていただきます。

○議長 次に、報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知について、を議題とします。事務局より説明をお願いします。

(井上事務局長の挙手あり)

○議長 井上事務局長

○井上事務局長 議案集45ページをご覧ください。

「報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について」でございます。
9件の通知がございました。

賃借人及び賃貸人双方の合意に基づく賃貸借契約の合意解約通知でございます。添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受理いたしました。

以上で「報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について」を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長 次に、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(坂田 小委員長の挙手あり)

○議長 坂田 小委員長

○小委員長 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知につきましては、質問等はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(なしの声あり)

○議長 質問等が無いようですので、報告第2号を終了させていただきます。

○議長 次に、報告第3号、農地法の許可を要しない農地転用について、を議題とします。事務局より説明をお願いします。

(井上事務局長の挙手あり)

○議長 井上事務局長

○井上事務局長 議案集48ページをご覧ください。

「報告第3号 農地法の許可を要しない農地転用について」でございます。2件の届出がございました。

①千葉県農地転用関係事務指針の規定による、軽微な農地改良の届出が1件ございました。この届出は、従前と同等以上の土砂を用いて農地に盛土を行う場合の届出で、高さは1m未満、面積は500㎡未満、事業期間が3か月を超えないなどの要件がございました。添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受理いたしました。

議案集49ページでございます。

②農地法施行規則第53条第5号の規定による届出で、公共事業の施行に伴う廃土処理が1件ございました。添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受理いたしました。

以上で「報告第3号 農地法の許可を要しない農地転用について」を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長 次に、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(坂田 小委員長の挙手あり)

○議長 坂田 小委員長

○小委員長 報告第3号 農地法の許可を要しない農地転用につきましては、質問等はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(なしの声あり)

○議長 質問等が無いようですので、報告第3号を終了させていただきます。

○議長 次に、報告第4号、農地等の現況に関する照会について、を議題とします。事務局より説明をお願いします。

(井上事務局長の挙手あり)

○議長 井上事務局長

○井上事務局長 議案集53ページをご覧ください。

「報告第4号 農地等の現況に関する照会について」でございます。

①法務局の照会分として、千葉地方法務局香取支局より2件、成田出張所より4件、

②千葉地方裁判所の照会分として2件、合計8件の農地等の現況に関する照会がご

ざいました。

運営委員会などの際に現地調査を行っていただいた結果、記載内容のとおり回答しましたのでご報告いたします。

以上で「報告第4号 農地等の現況に関する照会について」を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長 次に、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(坂田 小委員長の挙手あり)

○議長 坂田 小委員長

○小委員長 報告第4号 農地等の現況に関する照会につきましては、質問等はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(なしの声あり)

○議長 質問等が無いようですので、報告第4号を終了させていただきます。

以上で、本日の議案審議並びに報告事項は、すべて終了いたしました。長時間にわたり慎重審議、誠にありがとうございました。

これを持ちまして、第16回成田市農業委員会総会を閉会いたします。

(閉会 午後2時56分)

上記のとおり会議次第を記載し、相違ないことを証するため署名する。

令和6年10月10日

議事録署名人
